

本検討委員会の議事内容等の公開について

1. 議事内容の公開について

出席者間の率直かつ自由な意見交換を確保するため、オブザーバー、委員随行者、事務局関係者等を除き、原則として、会議の傍聴は認めない。

議事内容については、会議終了後、事務局において、速やかに議事要旨を作成し、出席者の確認を経て公開する。

2. 配布資料の公開について

原則として公開する。ただし、資料に営業秘密、個人情報等の公開に適さない内容が含まれている場合には、当該資料の一部又は全部を非公開とする。